平成２３年（フ）第１１９号
神戸市須磨区南落合３丁目10番194―302号上園方、従前の住所神戸市長田区重池町２丁目３番５―1404号
債務者　八車寿司こと　戎　　通
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２４号
神戸市長田区滝谷町２丁目８番３―201号
債務者　中　　政幸
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４７号
神戸市中央区筒井町１丁目１番３―407号
債務者　森下　節子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５０号
神戸市北区有野台６丁目20番Ｂ10棟502号
債務者　園部　和子（旧姓土内）
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７６号
兵庫県宍粟市山崎町下牧谷507番地
債務者　入江　幸子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで　神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第２号
山口県柳井市古開作1162番地２
債務者　石丸　京子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第１１９６号
北九州市門司区柳原町３番29―402号
債務者　小野　裕矢
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４０号
福岡県遠賀郡水巻町吉田西４丁目16番５号　シャーメゾン吉田Ａ棟202号
債務者　山本　京子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６７４号
奈良市四条大路１丁目５番10号　コーポラス東Ｂ棟205号
債務者　小山　　孝
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第７０６号
奈良市登美ヶ丘５丁目５番10号
債務者　寺岡　章介
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３４０号
広島県福山市明神町１丁目５番51号、旧住所広島県福山市多治米町３丁目33番５号
債務者　山崎久美子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２０号
青森県弘前市大字和徳町338番地３　古川ハイツＡ号
債務者　小山　政子
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第９３９５号
大阪府吹田市川園町61番14―901号
債務者　田中　利行
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４６９号
大阪府八尾市長池町１丁目46番地の17
債務者　關谷貴美栄
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７０９号
大阪市西成区千本南１丁目16番８号　プレミシス岸里502号
債務者　浅田　　忍
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７８３号
大阪府枚方市須山町40番11号
債務者　新谷　哲男
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３号
大阪市浪速区敷津西２丁目16番10号　フジマンション901号
債務者　中川　雅美
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０７号
大阪府交野市私部南２丁目23番12―210号
債務者　廣川　愛里（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部